

＊ その他、以前、審査において採用していた類似群コード等

1. 極めて稀な商品に使用した類似群コード

- 0 7 A 0 8 (第19類 岸壁に取り付け埠頭及び船舶の破損を防止するゴム製緩衝材)
- 1 5 A 0 2 (第17類 石綿糸)
- 1 9 B 4 1 (第11類 トイレ用ベンチレーター (電気式のものを除く。))
- 1 9 B 5 2 (第16類 靴下の型崩れ防止用台紙)
- 2 0 C 0 3 (第20類 照明がくぶち)
- 2 0 E 9 9 (第14類 古銭 (古紙幣又は通貨として使用するものを除く。))
(第16類 古紙幣 (通貨として使用するものを除く。))
- 3 2 X 9 9 (第30類 食用金箔)

2. 仮類似群コード (その他のコード)

実務上、暫定的に設けた仮のコードであり、同一のコードが付されたものの相互の関係は必ずしも類似と推定されるものではなく、各商品又は役務の類似関係は、個別・具体的な判断を要するものです。

「3 5 Z 9 9」ないし「4 2 Z 9 9」については、国際分類第7版に基づいて付与したコードです。

したがって、例えば「3 7 J 9 9 その他の貸与 (第3 7 類に属するもの。)」のように「(第〇〇類に属するもの。)」と表記されている区分は第7版時の区分を表示しているものであって、第10版と対応するものではありません。

なお、以下に掲載された商品又は役務の表示は、各コードの名称として表したものであって、これをもって指定商品又は指定役務として使用することはできません。

- 0 9 A 5 9 その他の農業用機械器具
- 0 9 A 9 9 その他の産業用機械器具
- 0 9 E 1 9 その他の暖冷房装置および冷凍機械器具
- 0 9 E 9 9 その他の商業またはサービス業用機械器具
- 0 9 G 4 9 その他の保安用機械器具
- 0 9 G 9 9 その他の機械器具
- 1 9 B 9 9 その他の日用品
- 2 0 C 5 0 その他の屋内装置品
- 2 0 D 5 0 その他の屋外装置品
- 3 5 K 9 9 その他の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
- 3 5 Z 9 9 その他の広告、事業の管理又は運営及び事務処理
- 3 6 Z 9 9 その他の金融、保険及び不動産の取引
- 3 7 D 9 9 その他の機械器具の修理又は保守
- 3 7 F 9 9 その他の修理又は保守

- 3 7 G 9 9 その他の清掃又は洗淨
- 3 7 H 9 9 その他の消毒
- 3 7 J 9 9 その他の貸与（第 3 7 類に属するもの。）
- 3 7 Z 9 9 その他の建設、設置工事及び修理
- 3 8 Z 9 9 その他の電気通信
- 3 9 Z 9 9 その他の輸送、こん包及び保管並びに旅行の手配
- 4 0 H 9 9 その他の加工
- 4 0 Z 9 9 その他の物品の加工その他の処理
- 4 1 M 9 9 その他の貸与（第 4 1 類に属するもの。）
- 4 1 Z 9 9 その他の教育、訓練、娯楽、スポーツ及び文化活動
- 4 2 G 9 9 その他の情報の提供
- 4 2 X 9 0 その他の貸与（第 4 2 類に属するもの。）
- 4 2 Z 9 9 その他（飲食物の提供、宿泊施設の提供、医療、衛生及び美容、動物の治療、農業に係る役務、法律事務、調査研究、電子計算機のプログラムの作成その他の他の類に属しない役務）

※（0 9 A 5 9 ～ 2 0 D 5 0 の括弧書きは昭和35年 4 月施行の類似商品審査基準における商品概念表示である。）